国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金				
新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金				
（略）				
先端技術活用林業推進事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）				
森林整備・林業等振興事業費補助金				
森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金				
（略）				
漁業共済事業実施費補助金				
水産業振興対策地方公共団体整備費補助金				
水産業改良普及事業交付金				
漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金				
（略）				
	二	（略）	（略）	（略）
	三	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和六年度予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

○経済産業省令第八十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の十三第二項及び第二条の十四第一項並びに第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する第二条の十三第二項及び第二条の十四第一項並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第十四条第二項及び第十五条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（書面の交付の特例）	（書面の交付の特例）
第十八条　法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第七項各号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。	**第十八条**　法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第七項各号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」又は令和五年十一月二日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（次項及び次条において「総合経済対策等」という。）に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。